

大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員苦情処理取扱規則

平成19年10月3日

機 構 長 決 定

最終改正 令和4年 9月15日

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。）第51条第2項、大学共同利用機関法人自然科学研究機構特定契約職員就業規則（平成16年通則第3号。以下「特定契約職員就業規則」という。）第60条第2項及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構短時間契約職員就業規則（平成16年通則第4号。以下「短時間契約職員就業規則」という。）第55条第2項の規定に基づき、就業規則第3条の規定により就業規則が適用される職員、特定契約職員就業規則第2条の規定により特定契約職員就業規則が適用される職員及び短時間契約職員就業規則第2条の規定により短時間契約職員就業規則が適用される職員（以下「職員」という。）からの苦情の申し立てに適切に対応し、その解決を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の規定に掲げる職員には、大学共同利用機関法人自然科学研究機構UR A職員就業規則（平成25年通則第6号）が適用される職員、大学共同利用機関法人自然科学研究機構年俸制職員就業規則（平成23年通則第5号）が適用される職員及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構定年制移行職員就業規則（平成28年通則第7号）が適用される職員を含むものとし、次条ただし書きの規定を準用する。

(対象とする苦情)

第2条 この規則において対象とする苦情は、次に掲げるものとする。ただし、就業規則第19条、特定契約職員就業規則第13条及び短時間契約職員就業規則第13条に規定するハラスメント、就業規則第40条、特定契約職員就業規則第48条及び短時間契約職員就業規則第44条に規定する懲戒処分に関するものを除く。

一 職場環境（人間関係を含む。）に関する事項

二 前号のほか、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員苦情処理委員会（以下「委員会」という。）が苦情として処理することが適当と認められる事項

(苦情の申し立て)

第3条 苦情の申し立ては、書面により行うものとする。

2 書面は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）事務局人事労務課に提出するものとする。

3 提出する書面については、次の事項を記載しなければならない。

- 一 苦情の申し立て年月日
- 二 所属、職名、氏名
- 三 苦情の申し立ての具体的内容

(委員会の設置)

第4条 職員からの苦情の申し立てがあった場合には、機構に委員会を置く。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、苦情の申し立ての内容について調査、審議等を行い、その解決を図るものとする。

- 2 委員会は、前項における結果を機構長に報告するものとする。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第7条 委員長は、機構長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がこれに当たる。

(委員)

第8条 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- 一 機構長が指名する機構内の副台長、副所長又は研究総主幹 1名
- 二 事務局長
- 三 その他機構長が必要と認めた者 若干名

- 2 委員の任期は、当該苦情の申し立てに係る任務が終了するまでとする。
- 3 委員が、当該苦情の申し立ての関係者であるときには、委員の資格を失うものとする。

(議事)

第9条 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(委員等の義務)

第11条 委員長、委員その他苦情の申し立てに関わった者は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、事務局人事労務課において処理する。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 機構は、苦情の申し立てを行ったこと、苦情相談に関し事実調査に協力したこ

と等に起因して、当該苦情に関係した者に対して不利益な取扱いをしないものとする。

(虚偽申し立て)

第14条 第3条の苦情の申し立ての内容について、悪意をもって虚偽があった場合には、懲戒処分等に付されることがある。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月15日改正)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。